平成２７年（フ）第７３号
香川県仲多度郡琴平町328番地、開始決定時の住所香川県仲多度郡琴平町638番地２
破産者　獅々堀真由美
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第６号
福岡県八女市平田318番地　アベニュー平田Ｃ－108号、前住所福岡県八女市立花町上辺春5118番地５
破産者　菅原　秀彦
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第４８号
福岡県京都郡苅田町殿川町１番地143
破産者　神田富雄こと　姜　　富雄
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
福岡県田川市大字猪国2776番地２
破産者　松浦　一正
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１７号
熊本県阿蘇市跡ケ瀬247番地
破産者　松浦十三子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
沖縄県宮古島市平良字下里1359番地２　スカイマンション303
破産者　小泉　　恵
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５５３号
大阪府泉佐野市鶴原1411番地の１－703、開始決定時の住所大阪府泉南郡田尻町吉見1012番地92
破産者　中尾　巨志
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
奈良県香芝市逢坂７丁目139番地７
破産者　川浦　康憲
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２５１号
埼玉県川越市大字古谷上6083番地７　（Ｌ－１棟311号室）、旧住所さいたま市西区湯木町２丁目50番地２
破産者　溝口　征彦
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
静岡県焼津市上小杉956番地　ベルフォーレ102
破産者　高橋　恒樹
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９３号
神戸市北区甲栄台４丁目６番47―17号、従前の住所広島県呉市仁方中筋町３番16号　201号室
破産者　中谷　正広
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４８号
茨城県水戸市千波町2350－５千波第一マンション308号室、住民票上の住所茨城県水戸市田谷町35番地の２
破産者　石井　　明
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８９２号
横浜市都筑区仲町台５丁目７番４－805号、旧住所横浜市港北区新横浜１丁目22番地７トースト新横浜503号
破産者　伊藤　明彦
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８３号
神奈川県高座郡寒川町倉見2415番地　井上アパート２階、旧住所神奈川県小田原市国府津2709番地の１　ラフィネステージ国府津501
破産者　山室　貴廣
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２号
長野県佐久市岩村田3134番地、申立時の住所長野県北佐久郡御代田町大字御代田2084番地５
破産者　浅村　友一
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１０号
静岡県富士宮市小泉1170番地の１　みくぼ21　１－Ｂ、前住所静岡県富士宮市小泉2232番地の42
破産者　朝日　礼子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１０２号
静岡県浜松市中区佐鳴台４－22－22　セジュール201　山内裕子方、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区湖東町1815番地の68
破産者　中山　秀己
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係